

アクティビティフェスティバル  
『JOIN NOW 2026』in 沖縄（うるま）

**出店規約**

**【出店企業・個人様用】**



AF JOIN NOW 実行委員会  
委員長：大嶺祐太（株式会社OH）  
作成日：2026年1月24日

## はじめに

この度は、アクティビティフェスティバル『JOIN NOW2026』in沖縄（うるま）への出店お申し込みをいただきまして誠にありがとうございます。  
皆さんと一緒に、このイベントを盛り上げて行けたら大変嬉しく思います。  
どうぞよろしく願いいたします。

【申し込み期間】 2026年7月1日～8月31日

【出店日時】 2026年11月8日（日）11:00~16:00（雨天決行/台風中止）

※イベント開催時間は11:30~16:00(11:00開場)

18:00までには完全撤収をお願いいたします。

前日・当日の流れ（搬入搬出等）につきましては、後日改めて資料をお送りいたします

【出店場所】 うるま市石川総合運動施設 多目的広場 / 体育館

【出店料】 ￥30,000-(お振込手数料はお申込者負担)

【お振込先】 お申し込み後、お振込先が記載されている出店規約をお送りいたします

【お振込期限】 こちらの出店規約を受け取ってから2週間以内（土日祝日除く）

※お振込完了後は、振込み名義人と振込み完了の旨をメールにてお知らせください。

飲食の場合、営業許可証/自動車営業許可証のご提出がまだの方は  
下記メールアドレスまでお送りください

【問い合わせ】 Mail : [info@af-join-now.jp](mailto:info@af-join-now.jp) （JOIN NOW実行委員会）

## 出店規約

### 【イベント趣旨】

沖縄の食育事情を鑑み、食事の大切さや栄養バランスの重要性を伝えていくとともに、野球やバスケットボールその他のスポーツ人口を促進するためのイベントを開催。

食事・スポーツ・エンターテイメントを融合し、誰もがすぐに参加したくなる地域密着型イベントを提供していく。

### 【出店について】

(1)イベントの趣旨に沿った内容を心がけ、地域やイベント全体の雰囲気損なわない出店内容であること。

(2)食品等販売において許可が必要なものについては保健所の許可を必ず得て、保健所の規定に従うこと。

(3)会場内に一般来場者用のゴミ箱は設置いたしますが、出店により出たゴミは各店で処分をお願いいたします。必ず、店舗にゴミ箱を設置の上、イベント終了後持ち帰って処分すること。

(4)出店準備（テント張り、テント内の設備設置や調理器具の持ち込み設置等）、片付けは出店者様で責任を持って行っていただきます。

### 【出店ブースについて】

(1)出店料は1ブース30,000円/、2ブース出店される方は60,000円。キッチンカーにおいても一台30,000円。出店料は企画の諸費用に充てます。

(2)テント等の貸出しは行ないません。必要な方は各自でご用意願います。

(3)発電機のご用意を各自でお願いいたします。

(4)飲食を提供される方は、ポリタンク等に給水・排水タンクのご用意を各自でお願いいたします。会場内の水道・下水はご利用いただけません。

(5)ブースの配置については事務局側で決定し出店者側からのご指定はご遠慮願います。

(6)1ブースの広さはおおよそ400cm×750cmほどです。

(7)火気器具等を扱う者は消火器を必ず持参すること

### 【競合について】

原則、出店内容が重複しないよう申し込み時に確認を行いますが、出店ジャンル等が競合した場合は先着順とし、類似商品・同一ジャンルの出店者数を制限または配置調整を行います。類似商品は先着2店舗まで出店可能となります。

また、協賛企業様との特典内容に準じて出店内容が競合する場合もございます。予めご了承ください。

※協賛企業との兼ね合いでアルコールを提供する場合、銘柄のご指定をする場合がございます。

### 【申し込み方法】

(1)JOIN NOWホームページの出店応募フォームから必要欄を記入の上（飲食においては営業許可証/自動車営業許可証の写し添付）、応募フォームから申し込み送信を行なってください。但しブースに限りがありますので、先着順とさせていただきます。

(2)応募申請の提出及び振込みの確認が取れて申し込み完了とします。

(3)この出店規約を受け取ってから2週間以内にお振込の確認が取れない場合は、**自動キャンセル**となります。また飲食の場合、営業許可証・自動車営業許可証の写しの提出がない場合も、**自動キャンセル**となります。

### 【搬入搬出について】

(1)決められた時間内での搬入搬出を行なうこと。近隣道路は全て駐車禁止であり法令順守の上、指定の駐車場へ停めること(詳細内容は別途)

### 【キャンセルおよびキャンセル料について】

(1)出店料をお振込み後のキャンセルは、原則返金できません。但し、やむを得ない特段の事情によりキャンセルする場合は、2026年7月31日までは返金対応いたします。この場合、返金振込み手数料は出店者側ご負担となります。7月31日以降のキャンセルは、返金不可となります。

(2)天候不良などにより、イベントの開催が延期もしくは中止となり出店が出来なくなった場合は出店料をご返金いたします。

### 【損害責任について】

(1)盗難、販売物の瑕疵、事故(搬出入時の含む)等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者はその責を一切負わないものとする。また、イベント終了後に発生する出店者間・購入者間の諸問題（食中毒など）についても当方は一切責任を負わないものとする。

(2)出店者が主催者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用を以って解決するものとする。

(3)主催者は、天候・災害等主催者の責に帰さないの原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。

(4)その他、出店による売上金の保証や売り上げ見込み利益等の保証は致しません。

### 【中止等について】

(1)台風その他の気象事項、その他の要因で開催を中止せざるを得ない場合、原則として開催前日の12時まで決定し関係者に連絡します。

(2)また当日の変更や運営上の都合により、開催時間が変動する場合があります。

### 【反社会的勢力の排除】

本イベントでは、反社会的勢力の排除により暴力団・それに準ずる組織の出店は固くお断りしております。お申し込み及び入金後、その事実が判明した場合には、出店の取り消しを致します。

### 【イベント終了後】

イベント終了後、メールにて当日の売り上げ状況をご報告いただけますと幸いです。次年度の参考にさせていただきたく存じます。

上記規約をお読みいただき、ご了解いただいた方は申込みください。

お申し込み頂いた方は規約内容を読まれ、順守することをお約束頂いたものとして扱わせていただきます

AF JOIN NOW 実行委員会  
委員長：大嶺祐太

## 飲食店（自動車）の営業許可申請について

### ① 飲食店（自動車）の営業の種類と取り扱い可能食品の例

営業の種類	提供できる食品	取り扱い可能食品例	必要な洗浄設備の数
簡易な営業	既製品、又は下処理済の食材を焼く、揚げる その他簡易な調理工程（1工程のみ）で調理した食品。	既製品のポテトフライを油で揚げ提供 削氷、アイスクリームの小分け 殺菌液状ミックスを使用したソフトクリーム 既製品の飲み物をコップにそそいで提供 インスタントコーヒーをドリップして提供	・手洗い器 ・器具洗浄槽
比較的大量の水を要しない営業	簡易な調理を2工程までの簡易な調理工程で調理した食品。 （洗浄済みの食材を使用し、揚げる、挟む、盛り付ける等の簡易な2工程までの調理）	洗浄済みの既製品の果物等をかき氷や小分けにしたアイスクリーム等にトッピング。 カット済みの食材を既製品の生地のにせ、焼いて提供するピザ ソーセージをゆで、パンにサンドして提供するホットドッグ。 コーヒー豆をひき、ドリップして提供。	・手洗い器 ・器具洗浄槽
比較的大量の水を要する営業	大量の水を要する複数の工程からなる調理。 （食材の洗浄、カット、加熱調理等の複数の工程からなる調理を行い提供。）	果物を洗浄・カットして、かき氷や小分けにしたアイスクリーム等にトッピングして提供 果物を洗浄・カットして、クレープをやき、果物等をトッピングして提供	生肉を処理しない場合 ・手洗い器 ・器具洗浄槽 ・原材料処理槽
		野菜を洗浄・カット、ハンバーグとバンズを焼いて、焼いたバンズに野菜やハンバーグをあわせて提供するハンバーガー 米を炊き、カレーを作って提供するカレーライス	生肉を処理する場合 ・手洗い器 ・器具洗浄槽 ・器具消毒槽 ・原材料処理槽

### ② 自動車営業許可申請の必要書類

- ・食品営業許可申請書 1部
- ・車内設備の配置図 1部
- ・申請手数料（沖縄県収入証紙） 16,000円

### ③ 自動車営業許可申請時の確認書類

- ・車両登録証 原本提示又はコピー提出
- ・登記事項証明書原本（法人に限る） 提示
- ・食品衛生責任者の資格を証する書類 提示

### ④ 申請場所

- ・主たる設置場所を所管する保健所

### ⑤ 必要な給排水量

- ・営業の種類により次のとおり区分する。  
簡易な営業：総容量40ℓ以上の給水設備及び汚水設備  
比較的大量の水を要しない営業：総容量80ℓ以上の給水設備及び汚水設備  
比較的大量の水を要する営業：総容量200ℓ以上の給水設備及び汚水設備

### ⑥ 運営管理についての注意点

- ・営業の許可を受けた月及び当該月以後3月ごとに、次の3月の施設の設置場所を出店予定届により営業許可を受けた保健所に報告すること。
- ・HACCPに沿った衛生管理を行うこと。

中部保健所 生活衛生班 食品衛生担当  
TEL 098-938-9787 FAX 098-938-9779

## 臨時営業許可申請について

- ① 臨時営業とは？  
飲食店営業のうち組立式パネル、テント、屋台その他容易に撤去することができる施設（以下「簡易施設」という。）を設置して行う臨時の営業
- ② 営業形態
  - ・期間を定めて実施される催事への出店又は催事に隣接して出店するもの
  - ・営業を行う日ごとに、簡易施設の設置及び撤去をするもの
- ③ 取り扱い可能食品

	取り扱い可能食品	給水量
1	調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品  煮物類・・・おでん、煮込み、牛汁等 焼物・・・焼き鳥、焼き魚、餃子 等 お好み焼き類・・・たこ焼き、お好み焼き。 麺類・・・焼きそば、沖縄そば（条件付）、即席カップ麺等 揚物類・・・フライドチキン、フライドポテト、天ぷら等 ドック類・・・アメリカンドック等 菓子類・・・たい焼き、今川焼き、ポーポー、サーターア ンタギー、焼き団子 等	80L
2	許可を受けて製造された食品のうち、常温で保存することが可能で、そのままの状態 で飲食に供することができるものを開封して盛り付けた食品  スナック菓子、パン、缶詰食品、清涼飲料水等	40L
3	かき氷、アイスクリーム類（小分けして販売するものに限る。）及び殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム  削氷、アイスクリーム類の小分け、シャーベット、 コーヒー、紅茶 等	40L
4	コーヒー及び茶類  簡易施設において抽出したホットに限る （市販の水は可）	40L

- ④ 許可申請に必要な書類等
  - ・食品営業許可申請書
  - ・営業施設の平面図
  - ・申請手数料（沖縄県収入証紙 16,000円）
- ⑤ 許可申請時の申請時の確認書類
  - ・食品衛生責任者の資格を証する書類の提示
  - ・登記事項証明書原本（法人に限る）の提示
- ⑤ 運営管理についての注意点  
（共通事項）
  - ・HACCPに沿った衛生管理を行うこと
  - ・原則として使い捨て容器を使用すること（使い捨て容器をしない場合水200L）
  - ・営業施設の設置場所は、中部保健所管内(宜野湾市・沖縄市・うるま市・北谷町  
嘉手納町・金武町・中城村・北中城村・読谷村・恩納村・宜野座村)とする
  - ・営業の許可を受けた月及び当該月以後3月ごとに、次の3月の施設の設置場所を  
出店予定届により、当該設置場所を管轄する保健所長に報告すること。  
また、報告した設置場所を変更する場合、変更日の前日までに新たに設置する場  
所を連絡すること。
  - ・下処理は衛生的な施設で行い、現場施設では加熱調理のみとすること
  - ・「十分な加熱」とは「食品の中心温度85℃で1分間以上加熱」のこと